

近年における常設仲裁裁判所(PCA)の展開(1)[※]

石 塚 智 佐^{※※}

- I はじめに
- II PCAに関する基本的問題
- III 1990年代におけるPCA改革(以上本号)
- IV 近年におけるPCA判例のいくつかの特徴
- V おわりに

I はじめに

国際裁判所の多様化・多元化が指摘される現在の国際社会において¹⁾、常設仲裁裁判所(以下、「PCA」と略す)の利用件数が1990年代に入って非常に増えていることに注目することができる。1931年に付託されて第2次世界大戦後の1956年によく判決が下されたフランスとギリシャの間の灯台運営事件²⁾以来、国家間紛争においてPCAは一切利用されず、この間の国家間仲裁裁判はすべて、PCAの枠外で行われてきた。しかし、灯台運営事件の判決から30年以上が経っ

『一橋法学』(一橋大学大学院法学研究科)第6巻第2号2007年7月 ISSN 1347-0388

※ 本稿を執筆するうえで、PCA国際事務局のG. Tattevin法律顧問には、PCAの諸機能に関する質問に答えていただき、また、筆者に必要な資料を提供していただいた。ここで感謝申しあげたい。

※※ 一橋大学大学院法学研究科博士後期課程

- 1) 山形英郎「国際裁判所の多様化」『国際法外交雑誌』第104巻4号(2006年)37-42頁。杉原教授は、現在の国際裁判の構造について、国際司法裁判所を主軸として、これに並行する形で伝統的な仲裁裁判が行われ、さらに特定の分野における機能別裁判がこれを取りまいている、と説明している。杉原高嶺『国際司法裁判制度』(有斐閣、1996年)23頁。
- 2) *Affaire relative à la concession des phares de l'Empire ottoman*, Sentence du 24 juillet 1956, *RIAA*, vol.12, p.155. なお、当事国が公表に合意したPCAの国家間仲裁裁判判決はすべて *Reports of International Arbitral Award (RIAA)* に掲載されているが、PCAの最新判決や関係規則、声明などは、PCAの公式サイト (<http://www.pca-cpa.org/>) で入手した。また、1999年までに下された判決に関しては、設立100周年を記念してPCAが編纂した以下の本で要約が書かれている。Hamilton, P. et al. (eds.), *The Permanent Court of Arbitration: International Arbitration and Dispute Resolution, Summaries of Awards, Settlement Agreements and Reports*, Kluwer Law International, The Hague, 1999.

た1988年、英国と米国が付託したヒースロー空港使用料事件³⁾を契機として、PCAが国家間仲裁裁判の際に頻繁に利用されるようになった。また、この間、PCAは自らの機能を改善するために改革を行ったこともあり、「PCAの復興」⁴⁾という評価がなされ、PCAの役割が再び注目されるようになったのである。

しかし、このようなPCAに対して、日本ではその機能および諸改革が十分に理解されていたとはいえない⁵⁾。したがって、本稿では、まず、仲裁裁判の歴史の変遷を振り返ったうえで、PCAの基本機能を確認し、国際司法裁判所（以下、「ICJ」と略す）などの特徴を比較して、PCAの一般的機能・役割について整理する（Ⅱ）。次に、1990年代以降のPCA改革がどのようなものであったか、その具体的な変遷を追う（Ⅲ）。そのうえで、近年においてPCAを利用した仲裁裁判の特徴とPCA改革の影響をいくつか指摘することにする（Ⅳ）。最終的には、国際裁判所が数多く設立されている現在において、国家間紛争の平和的解決の際にPCAがどのような役割を果たすことができるか、考察したい。

また、PCAには、国家間紛争のみならず、国家と私人、国家と国際組織の間の紛争も付託することができる。しかし、筆者の問題関心が国家間裁判にあるため、これらの事件は本稿ではとくには扱わないことにする。また、同じ理由によって、審査や調停といった仲裁裁判以外のPCAの機能についても本稿では扱わない。

以上、今まであまり検討されていなかったPCAを、制度的な観点から整理し

3) *United States-United Kingdom Arbitration concerning Heathrow Airport User Charges*, Award on the First Question, Decision of 30 November 1992, *RLAA*, vol.24, p.1.

4) *For example, see* Shifman, B.E., "The Revitalization of the Permanent Court of Arbitration", *International Journal of Legal Information*, vol.23 (1995), pp.284-292. また、*Leiden Journal of International Law (LJIL)*は、1993年の第6巻2号において、「再び燃えあがった炎 (Flame rekindled)」というタイトルで仲裁裁判、とくにPCAに関して特集号を組んでいる。本特集においてSanders教授は、「平和宮の眠れる美女 (Sleeping beauty of the Peace Palace) を生き返らせよう」とのべている。See Muller, S. and Mijs W., "The Flame Rekindled", *LJIL*, vol.6 (1993), p.204.

5) たとえば、PCAの改革を扱った論文は、筆者が調べたかぎり、日本では以下のような論文があるだけである。青木隆「常設仲裁裁判所の最近の動向」『清和法学研究』第2巻2号(1996年)31-61頁、同「常設仲裁裁判所の最近の動向(その2)」第4巻2号(1997年)89-118頁、同「常設仲裁裁判所の最近の動向(括)」『清和法学研究』第5巻2号(1998年)77-112頁。

たうえで、現代国際社会におけるPCAの役割を再検討することが本稿の目的である。

II PCAに関する基本的問題

1 PCA設立までの歴史的展開

国際仲裁裁判は、古代ギリシャの都市国家間裁判を起源に持つものであり、中世には、君主やローマ教皇による仲裁裁判がしばしば行われてきた⁶⁾。ところが、近世にはいり、国家主権平等原則が強くなると、国家間裁判はほとんど行われなくなってしまった。

しかし、米国独立戦争後、英国と米国の間のパリ講和条約後も残っていた両国間の問題を解決するために締結された、1794年、英米友好通商航海条約、いわゆるジェイ条約によって設置された委員会によって、国際仲裁裁判に近い形態が再び用いられるようになった。本条約が設立した3つの委員会によって、英米両国間のセントクロイ川河口の国境画定⁷⁾、米国民の英国に対する債務の補償⁸⁾、海上捕獲による両国民の損害賠償⁹⁾がそれぞれ審理された。ただし、本委員会は英米両当事国出身者のみで構成され、裁判準則として国際法 (law of nations) が指定されたのは損害賠償に関する第3委員会だけであり、同委員会も、国際法だけでなく正義と衡平もあげている。それゆえ、本件が国際仲裁裁判か否かに関しては異論もある。しかし、当時の国際社会の状況に鑑みて、本件は、「近代国際裁判の夜明け」¹⁰⁾とも評価されている。また、英米両国間で本委員会の設立が可

6) 古代ギリシャ時代やローマ時代、中世の仲裁裁判の歴史や制度の詳細に関しては、横田(岩田)喜三郎「国際裁判の歴史的研究(二)」『国家学会雑誌』第37巻3号(1923年)123-132頁、前原光雄「仲裁裁判制度の発達(一)」『法学研究(慶應大学)』第22巻2・3号(1949年)3-19頁、杉原『前掲書』(注1)1-8頁を参照のこと。

7) *The Saint Croix River: Commission under Article V. of the Jay Treaty*, in Moore, J. B., *History and digest of the international arbitrations to which the United States has been a party*, Washington: Government Printing Office, 1898, vol.1, p.1.

8) *Impediments to the Recovery of Debts: Commission under Article VI. of the Jay Treaty*, in Moore, *ibid.*, p.271.

9) *The Rights and Duties of Neutrals: Commission under Article VII. of the Jay Treaty*, in Moore, *ibid.*, p.299.

10) 杉原『前掲書』(注1)11頁。

能だったのは、英語という言葉、コモン・ロー法体系といった共通点を有していたことも要因であろう。そして、本事件以降、欧米、ラテンアメリカ諸国を中心に、多くの仲裁裁判が行われるようになった¹¹⁾。

その後、1872年、同じく英国と米国が当事国となったアラバマ号事件¹²⁾は、現在の国際仲裁裁判の基礎となったと考えられている。本件は、米国の南北戦争において、英国が中立義務を違反したか否かが問われた事件である。当初、英米両国は英米両国民で構成する混合委員会に本件を付すために協定を署名していたのであるが、米国上院の拒否により、批准されなかった。しかし、1871年5月8日にワシントン条約が締結され、事件を仲裁裁判所に付すことが合意されたのである。本裁判所はスイスのジュネーブに設置され、裁判官は第三国の国民を中心に5人（米国、英国、イタリア、スイス、ブラジルが各1名の裁判官を指名）で構成され、書面手続および口頭手続も行われた。また、裁判準則として、中立に関するワシントン3原則とそれに矛盾しない国際法の諸原則が定められた。裁判所は、1872年9月14日、多数決で英国の中立義務違反と賠償額を決定し、英国の指名したCockburn裁判官が反対票を投じた。この判決内容は、中立法規の発展に重要な貢献をただけではなく、敗訴国の英国が本判決を誠実に履行したことも¹³⁾、この裁判が重要な意義を有した原因の1つであった。

本件以降、アラバマ号事件のような現代の国際仲裁裁判と似た国家間裁判が多く行われるようになった¹⁴⁾。さらに、このアラバマ号事件の影響として、まず、1873年に設立された万国国際法学会は、1875年、同学会設立後最初の任務の1つとして、国際仲裁裁判規則案¹⁵⁾を採択した。また、米州諸国を中心に、仲裁裁判を義務化するための裁判条約が多く締結されるようになった。しかし、その反面、仲

11) たとえば、La Fontaine教授によると、1794年から1900年までに、全部で177件の仲裁判決が下されている。La Fontaine, M.H., « Histoire sommaire et chronologique des arbitrages internationaux (1794-1900) », *Revue de droit international et de législation comparée*, 2nd Série, tome 4 (1902), pp.349-380, 558-582 et 623-649.

12) *Alabama Claims Arbitration*, Award of 4 September 1872, in Moore, *supra* note 7, p.653.

13) *Ibid.*, pp.665-666.

14) *Voir* La Fontaine, *supra* note 11, pp.558-582 et 623-649.

15) *Projet de règlement pour la procédure arbitrale internationale*, *Annuaire de l'Institut de Droit international*, tome 1 (1877), p.126.

仲裁裁判は、法廷の構成などあらゆる点において、当事国間で意見が一致しないと実現できないので、このような問題を克服するために、常設的な仲裁裁判が創設されることが求められるようになったのである¹⁶⁾。

1899年、ロシア皇帝ニコライ2世の提唱によって、第1回ハーグ平和会議が開かれた。その主たる目的は、「軍縮」と、「国際紛争の武力による解決を防止するための、平和的手段の追求」にあった¹⁷⁾。本会議には、欧米、日本、清（中国）、シャム（タイ）など26カ国が参加し、全部で3つの条約、3つの宣言が採択された。そのうちの1つが、第1次国際紛争平和的処理条約（以下、「1899年条約」と略す）である。この条約作成の際に、英国・米国・ロシアの3カ国によって、常設仲裁裁判所の設立についてそれぞれ草案が出されたが、結局、ロシアと米国の了解の下、英国の草案が討議の基礎として採用されることになった¹⁸⁾。しかし、討議は容易には進まず、常設的かつ義務的な仲裁裁判所を作らなかった英国・米国・ロシアを含む多数派と、できるかぎりその機能を弱めたかったドイツやオーストリア＝ハンガリーの少数派の対立によって、妥協せざるをえなくなった。このような妥協の結果、採択された本条約において設立されたのが、PCAであった¹⁹⁾。ただし、19世紀終わりの当時にとってはこのような組織であっても、かなりの進歩であったと評価されている²⁰⁾。なお、本条約は、1900年9月4日に発効した。

続いて、1899年以降の国際社会の進展やPCAの実際の活動に鑑みて、1907年、第2回目のハーグ平和会議が開かれた。今度は、前回の参加国にラテンアメリカ諸国を加えた44カ国が参加し、全部で13の条約と1つの宣言を採択し、第2次国際紛争平和的処理条約（以下、「1907年条約」と略す）が締結された。同条約におけるPCAの規則もある程度修正が加えられ、1899年条約は全61条であったのが、1907年条約では全97条に増加した。

16) 杉原『前掲書』（注1）12-13頁。

17) 横田喜三郎「国際裁判の歴史的研究（三）」『国家学会雑誌』第37巻4号（1923年）89頁。

18) 同上、93-94頁。

19) 同上、95-98頁。Jonkman, H., "The Role of the Permanent Court of Arbitration in International Dispute Resolution", *RCADI*, tome 279 (2000), p.22.

20) *Ibid.*, p.23.

なお、この会議では、仲裁司法裁判所 (Court of Arbitral Justice) の設立の提案が米国を中心になされたが、裁判官の選任や裁判所の構成をめぐり合意に達しなかったため、最終的には成立せず、最終決議案にてその採用を希望する旨を言及するにとどめることにした²¹⁾。また、1899年条約は改正規定などをふくまないため、本条約は1899年条約の改正ではなく、新たな条約として採択された。そのため、1907年条約締約国間では同条約が1899年条約に代わって適用されるが、1899年条約のみの締約国には1899年条約が適用される。つまり、現在にいたるまで、この2つの条約が並存していることになる。その後、1915年に第3回ハーグ平和会議の開催が予定されていたが、第1次世界大戦の勃発により、結局実現されることはなかった²²⁾。

2 PCAの機能

2つの国際紛争平和的処理条約²³⁾で設立されたPCAは、具体的には以下の3つで構成されている。

第1に、裁判所裁判官総名簿 (the general list of Members of the Court) である。これは、仲裁裁判官の候補者のリストである。各締約国が、「国際法に有能の名のあり、徳望が高く、かつ、仲裁裁判官の任務を受諾する意のある者」(1899年条約第23条、1907年条約第44条)として、4人以下の候補者を任命し、任命された者が、本名簿に裁判所裁判官 (Member of the Court)²⁴⁾として国別に記載されている。そのうえで、実際の仲裁裁判部 (Arbitration Tribunal) は、この名簿の中から当事者が選出した仲裁裁判官によって構成されるのである²⁵⁾。なお、仲裁裁判官の数は、当事者の合意によって定められるが、合意がない場合は、各当事者が2名ずつ仲裁裁判官を任命し、任命されたその4人が協議して上級裁判官を1人選定し、計5人となる (1899年条約第24条、1907年条約第45条)。

21) 横田喜三郎「国際裁判の歴史的研究 (四)」『国家学会雑誌』第37巻5号 (1923年) 65頁。

22) Jonkman, *supra* note 19, p.25.

23) 本条約の正文はフランス語であり、英語版はそれを訳したものである。ただし、本稿では、便宜上、英語版を引用することにする。

第2に、国際事務局 (International Bureau) である。オランダのハーグに所在し²⁶⁾、主に裁判所書記局として機能し、裁判開廷に関する通信を媒介し、記録を保管し、および、一切の事務を処理する (1899年条約第22条、1907年第43条)。国際事務局には国籍・構成・人数などの決まりはないものの、通常、オランダ人の事務局長をトップに、第1事務官、第2事務官と数人の補佐で構成されている²⁷⁾。なお、国際事務局の経費は締約国によって負担される。その分担額は、万国郵便連合の国際事務局の経費分担額と同じ割合である (1899年条約第29条、1907年条約第50条)。

第3に、常設評議会 (Permanent Administrative Council) である。これは、オランダ外務大臣を議長にして、締約国の駐オランダ外交官によって構成される。主な任務は、国際事務局を監視することである (1899年条約第28条、1907年条約第49条)。

このように、PCAでは、裁判官が常に裁判所にいるわけではない。しかし、それでもPCAが「常設」といわれるのは、ハーグの平和宮に裁判所裁判官総名簿が常備され、事務局が常置されることにある²⁸⁾。

24) なお、日本語訳では、「Member of the Court」は「裁判所裁判官」と訳されているが、これでは、この名簿から選ばれる「仲裁裁判官 (Arbitrator)」と混同する可能性がある。本名簿に記載されただけでは裁判官としての任務を担っていないのは明らかであるが、「裁判所裁判官」という文言が定訳となっている以上、本稿でもこの文言を用いることにする。

なお、本条約日本語訳は現在から約100年も前に行われたものということもあり、文も古く、訳語自体も現代からみると不適切なものもある。よって、本稿で引用している条文の日本語訳は、仏語・英語原文と公定訳を照らし合わせうえて、定訳となっている文言を除いて、筆者が適宜修正したものである。

25) 横田教授は、このようなPCAの構造を、2段に分けて説明している。すなわち、第1段は各締約国が4名以下をもって任命する裁判官によって構成される継続的な裁判所であり、第2段は、具体的な事件において当事国が選出する常設仲裁裁判所裁判官として構成される仲裁裁判部であり、この2段の組織をもってPCAが構成されるのだという。横田「前掲論文」(注17) 100頁。

26) 国際事務局は、平和宮が設立された1913年8月28日以降、同宮内に事務室を有している。それまでは、ハーグ内の別の場所にあった。Hudson, M.O., "The Permanent Court of Arbitration", *AJIL*, vol.27 (1933), p.443.

27) *Idem.*

28) 杉原『前掲書』(注1) 14頁。

ただし、PCAにおける仲裁裁判は、必ずしも、裁判所裁判官総名簿から選ばれる裁判官によって構成されるものだけではない。たしかに、1907年条約第45条²⁹⁾(1899年条約第24条)により、仲裁裁判官は裁判所裁判官総名簿から選ぶ必要があるとしているものの、1907年条約第47条³⁰⁾(1899年条約第26条)において、締約国が訴えるあらゆる種類の仲裁裁判を扱うことができるとしていることから、裁判所裁判官総名簿記載者ではない仲裁裁判官による裁判であっても、PCAを利用できるのである。また、本条文によると、非締約国もPCAを利用することができる。そして、この条文にもとづき構成される仲裁裁判は、特別仲裁裁判(special Board of Arbitration)とされ、PCAにおいては、通常の仲裁裁判とは区別される。

さらに、1907年条約第4節で新たに導入された仲裁裁判簡易手続(Arbitration by Summary Procedure)がある。これは3人の仲裁裁判官によって構成され、書面手続によってのみ審理が行われる。

以上のように、1907年条約によると、PCAには、仲裁裁判、特別仲裁裁判、仲裁裁判簡易手続と全部で3つの仲裁裁判の形態がある³¹⁾。

29) 1907年条約第45条〔仲裁裁判部の構成〕「締約国が、締約国間に生じた紛争を処理するために常設裁判所に訴えようとする場合、その紛争を判定する当該裁判部を組織すべき仲裁裁判官の選定は、裁判所裁判官の総名簿にもとづき行う必要がある。仲裁裁判部の構成につき、当事者の合意がない場合には、以下の方法による。当事者は、各自2人の仲裁裁判官を任命しなければならない。そのうちの1人にかぎり、自国民または自国が常設裁判所裁判官として任命した者の中から選定することができる。この仲裁裁判官は、合同で1人の上級仲裁裁判官を選定する。投票が割れた場合は、当事者の協議によって指定した第三国に上級仲裁裁判官の選定を委託する。上記の指定に関する合意が成立しなかった場合は、当事者は、各自異なる一国を指定し、その指定せられた国は、協議によって上級仲裁裁判官を選定する。2ヶ月内に、両国間で合意が成立しなかった場合は、両国は、常設裁判所裁判官名簿から当事者の指定した裁判官ではなく、且つ当事者のいずれの国民でもない者の中から各2人の候補者を出し、抽選によって該当候補者のうち、上級仲裁裁判官となる者を決める。」(下線部は筆者による。)

30) 1907年条約第47条〔事務局庁舎、非締約国との紛争〕「事務局は、仲裁裁判に関する一切の特別仲裁裁判の執務のため、その庁舎および職員を締約国のために供給することができる。

常設仲裁裁判所の裁判管轄権は、当事者がその裁判に訴えることに合意した場合、規則に定めた条件にしたがって、これを非締約国間または締約国と非締約国との間に存在する紛争におよぶことができる。」

31) Hudson, *supra* note 26, p.446.

また、本条約には、裁判手続に関していくつかの規定を設けているものの、これらの規則は補足的な性質にすぎず、1907年条約第51条³²⁾(1899年条約第30条)において当事国が裁判手続規則を別個に締結した場合は、そちらが適用されることが明記されている。

さらに、国際紛争平和的処理条約は、1907年条約第40条³³⁾(1899年条約第19条)によって、義務的仲裁裁判を普及させるために、PCAに付託する裁判条約の締結を推奨した。その結果、多くの裁判条約が締結されるようになった³⁴⁾。

3 PCAの活動

PCA設立後、第1次世界大戦前までに、公表されているかぎり17件³⁵⁾の事件でPCAが利用されている。その内の3件³⁶⁾は、1907年条約第47条にもとづく特別仲裁裁判であり、裁判所裁判官総名簿に載っていない人物を裁判官として選んでいる。なお、PCAにおいては、通常仲裁裁判を「PCAに付託された事件(Case Submitted to Arbitration before the Permanent Court of Arbitration)」として、第47条にもとづく特別仲裁裁判は「国際事務局の協力で処理された事件(Case Conducted with the Cooperation of the International Bureau)」として、両者を区別している³⁷⁾。

しかし、第1次世界大戦後、国際連盟の創立と共に設立された常設国際司法裁判所(以下、「PCIJ」と略す)によって、国際裁判の中心的役目を奪われることになる。PCIJ設立以後、PCIJが、国家間訴訟事件を29件³⁸⁾扱ったのに対して、PCAは第2次世界大戦前までに5件³⁹⁾においてしか利用されなかった。ただし、機能的には、PCAは、PCIJのような常設裁判所と従来の仲裁裁判の中間に位置

32) 1907年条約第51条〔仲裁裁判手続に関する規則〕「仲裁裁判の発達を助けることを目的として、締約国は、当事者が別段の規則に合意しなかった場合には、仲裁裁判手続に適用すべき以下の規則に合意する。」

33) 1907年条約第40条〔仲裁裁判の普及〕「締約国間に仲裁裁判に依頼すべき義務を、現在規定している総括的または特別条約の有無にかかわらず、締約国は、仲裁裁判に付託することができることを認める一切の場合には、義務的仲裁裁判を普及させるために、総括的または特別的新協定を結ぶ権利を留保する。」

34) 杉原『前掲書』(注1)15頁。

するものであり、PCIJ側もPCAとの両立を期待していたことがうかがえる⁴⁰⁾。たとえば、PCIJ規程第21条3項⁴¹⁾で、PCIJの書記とPCA事務局長の兼職は可能であると明記したり、PCA事務局長の死亡時は、PCIJ書記が代わりを務めることが提案されたりしていた⁴²⁾。また、PCIJ裁判官は、規程第4条⁴³⁾により、PCA

-
- 35) 米国／メキシコのカリフォルニア布教基金事件（1902年10月14日判決；*RLAA*, vol.9, p.11.）、英国・ドイツ・イタリア／ベネズエラのベネズエラ債権優先権事件（1904年2月22日判決；*RLAA*, vol.9, p.99.）、ドイツ・フランス・英国／日本の家屋税事件（1905年5月22日判決；*RLAA*, vol.11, p.41.）、フランス／英国のマスカット土人船事件（1905年8月8日判決；*RLAA*, vol.11, p.83.）、ドイツ／フランスのカサブランカ事件（1909年5月22日判決；*RLAA*, vol.11, p.119.）、ノルウェー／スウェーデンのグリスバダルナ事件（1909年10月23日判決；*RLAA*, vol.11, p.147.）、英国／米国の北大西洋沿岸漁業事件（1910年9月7日判決；*RLAA*, vol.11, p.167.）、米国／ベネズエラのオリノコ汽船会社事件（1910年10月25日判決；*RLAA*, vol.11, p.227.）、英国／フランスのサバルカー事件（1911年2月24日判決；*RLAA*, vol.11, p.243.）、イタリア／ペルーのカネパロ事件（1912年5月3日判決；*RLAA*, vol.11, p.397.）、ロシア／トルコのロシア賠償事件（1912年11月11日判決；*RLAA*, vol.11, p.421.）、フランス／イタリアのマヌーバ号事件（1913年5月6日判決；*RLAA*, vol.11, p.463.）、フランス／イタリアのカルタージュ号事件（1913年5月6日判決；*RLAA*, vol.11, p.449.）、フランス／イタリアのタビナゴ号・カムナ号・ゴロワ号事故事件（1912年11月8日付託、当事国の合意による解決）、オランダ／ポルトガルのチメル島境界面決定事件（1914年6月25日判決；*RLAA*, vol.11, p.481.）、英国・スペイン・フランス／ポルトガルの教会財産没収事件（1920年9月2日・4日判決；*RLAA*, vol.1, p.17.）、フランス／ペルーに対するフランス人債権事件（1921年10月11日判決；*RLAA*, vol.1, p.215.）の17件である。これらの事件判決の概要に関しては、以下の日本語文献がある。横田喜三郎『国際判例研究』Ⅲ（有斐閣、1981年）。
- 36) 3件とは、グルスバダルナ事件、ロシア賠償事件、ペルーに対するフランス人債権事件である。
- 37) たとえば、PCAの*Annual Report*のAnnex2ではPCA利用事件の一覧を掲げているが、このような区別をしている。
- 38) <http://www.icj-cij.org/pcij/index.php?p1=9&PHPSESSID=b59bab899149e6aa5e44422263189fa7>
- 39) ノルウェー／米国のアメリカのノルウェー船徴発事件（1922年10月13日判決；*RLAA*, vol.1, p.307.）、米国／オランダのバルマス島事件（1928年4月4日判決；*RLAA*, vol.2, p.829.）、フランス／英国のシェブロー事件（1931年6月9日判決；*RLAA*, vol.2, p.1113.）、スウェーデン／米国のグスタフ・アドルフ号・パシフィック号事件（1932年7月18日判決；*RLAA*, vol.2, p.1239.）、フランス／ギリシャの灯台運営事件の5件である。
- 40) Rosenne, S., "Some thoughts on International Arbitration today", *Israel Law Review*, vol.27 (1993), pp.450-451.
- 41) PCIJ規程第21条3項「裁判所書記の職務は常設仲裁裁判所事務局長の職務と兼ねることを妨げるものではない。」ただし、本項は、ICJ規程には盛り込まれていない。
- 42) Rosenne, *supra* note 40, pp.450-451.

の裁判所裁判官総名簿にもとづく国別裁判官団が指名した名簿の中から選ばれることと規定されている。このように、PCAとPCIJの両立が前提とされていたのであるが、多くの国家間紛争は、PCIJに付託されるようになってしまったのである。

また、第1次世界大戦後にPCAを利用した5件の内4件⁴⁴⁾は、1907年条約第47条にもとづく特別仲裁裁判であった。つまり、PCA設立初期を除いて、多くの事件で、仲裁裁判官が裁判所裁判官総名簿から選ばれなくなってしまったのである。Hudson教授によると、1933年までの間で約450人が名簿に記載されていたが、実際に仲裁裁判官の役を担ったのはわずか29人であった⁴⁵⁾。

他方、PCAが扱える紛争の範囲が広がったことにも注視できる。1930年代に、1907年条約第47条を拡大解釈して、PCAの国際事務局は国家と外国私人の国際紛争に関する調停と仲裁裁判を扱うことができるようになったのである。つまり、第47条には、1907年条約第37条⁴⁶⁾(1899年条約第15条)のように「国家間の紛争 (disputes between States)」とは明記されずに、「一切の特別仲裁裁判」としており、これにより国家以外の私人や国際組織もできるであろうと解釈されるようになったのである⁴⁷⁾。具体的な経緯として、1928年11月10日、アメリカ

43) PCIJ規程第4条1項「裁判所の裁判官は、常設仲裁裁判所の国別裁判官団によって指名される者の名簿の中から、以下の規定にしたがい連盟総会および連盟理事会が選挙する。」

44) 4件とは、アメリカのノルウェー船徴発事件、シェブロー事件、グスタフ・アドルフ号・パシフィック号事件、灯台運営事件である。ただし、シェブロー事件およびグスタフ・アドルフ号・パシフィック号事件では、結果的には裁判所裁判官が仲裁裁判官として選出されている。それでも、この2件が第47条にもとづく特別仲裁裁判とされるのは、仲裁裁判官が名簿にもとづいて選ばれた訳ではないからである。See Hudson, *supra* note 26, pp.457-458.

45) *Ibid.*, p.443.

46) 1907年条約第37条〔目的〕「国際仲裁裁判は、国家間の紛争を、その選定した裁判官によって、法の尊重を基礎として処理することを目的とする。仲裁裁判に依頼することには、誠実にその判決に服従することの約束をも含まれる。」

47) François, M.J.P.A., « La Cour permanente d'arbitrage, son origine, sa jurisprudence, son avenir », *RCADI*, tome 87 (1955), p.541. なお、第37条で「国家」を「State」としているが、その他の条文において、「締約国」は「Contracting Powers」、「非締約国」は「non-Contracting Powers」という文言が用いられている。

ラジオ会社対中国の契約解釈に関する事件⁴⁸⁾で設立された仲裁裁判所が、PCA 事務局長にPCAの施設などの利用を希望した。そして、事務局長は常設評議会に相談し、評議会は肯定的な回答を下したため、PCAでの使用が可能になったのである⁴⁹⁾。また、フランス委任統治領レバント対エジプトのラジオ・オリエント事件⁵⁰⁾においても、1907年条約第47条にもとづき特別仲裁裁判が利用されている。

以上のような変遷を経て、第2次世界大戦後は、冒頭でものべたように、ヒースロー空港使用料事件まで、国家間裁判においてPCAが利用されることはなかった。そして、国家間裁判の中心は、PCIJの後身であるICJが引き継ぐことになったのである。ただし、PCAが関与しない仲裁裁判というのは、それ程多くはないが、一定程度常に行われていた⁵¹⁾。つまり、PCAが活動ゼロだったからといって、仲裁裁判自体の存在価値は失われてはいなかったのである。

4 PCAと他の平和的紛争解決手段との差異

ここで、PCAの特徴を理解するためにも、他の紛争解決手段との差異を簡単にはあるが比べてみたい。紛争の平和的解決は大別して、裁判による解決と外交的解決に分かれ、裁判による解決は、主に国際法にもとづいて第三者が審理し、その決定が当事者に対して拘束的であることが、外交的解決（交渉、周旋、調停、審査、仲介）とは異なる。そして、裁判による解決は、さらに仲裁裁判と司法裁判に二分できるが、ここで、司法裁判と仲裁裁判一般の相違点について、ICJを中心に比較したい。なぜなら、あらゆる分野の国家間紛争を扱うことができるという点で、ICJと仲裁裁判は共通しているからである。この比較に関しては、これまでにも多くの論文があるが⁵²⁾、それらを基に筆者なりに整理をしてみる。

古くから指摘される違いとして、一番大きいのは、裁判所の構成上の違いであ

48) *Arbitration Case of Radio Corporation of America versus Republic of China*, Award of 13 April 1935, *RLAA*, vol.3, p.1621.

49) Jonkman, *supra* note 19, p.27.

50) *Affaire de la Société Radio-Orient. Etats du Levant sous mandat français contre Egypte*, Sentence du 2 avril 1940, *RLAA*, vol.3, p.1871.

51) *For example, see* Gray, C. and Kingsbury, B., "Developments in dispute settlement: Interstate arbitration since 1945", *BYIL*, vol.63 (1993), pp.99-109.

ろう。つまり、裁判官が事前に決まっているか否か、そして、裁判官数が多いか少ないかという違いである。仲裁裁判においては各当事者が裁判官を一定数選び、選ばれた裁判官が合意のうえで裁判所長を選ぶのが一般的であるが、ICJでは、ICJ裁判官の中に国籍裁判官がいない当事国は特任裁判官を選ぶ権利を有しているものの、それ以外の裁判官は既に固定されている。そして、裁判官数も仲裁裁判官が1人、3人もしくは5人というのが通常であるのに対して、ICJ裁判官は15人、特任裁判官を含めると17人になることもある。

また、当事者が裁判手続に関してどの程度自治を有しているのかも違いがある。つまり、仲裁裁判では裁判審理や判決を公開するか否かは当事者が決定することができるが、ICJの裁判審理や判決はすべて公開される。さらに、ICJでは、ICJ規程第62条および第63条に第三国の訴訟参加が規定されているが、仲裁裁判には第三国の参加は基本的に想定されておらず、第三国が参加を希望した場合、それを許可するか否かは当事者の意向による⁵³⁾。

さらに、裁判準則として、ICJは、ICJ規程第38条にしたがって、当事国の合意がある場合を除き国際法を遵守している。しかし、一般に、仲裁裁判は、国際法の尊重を基礎とし、「衡平と善」も考慮できるという点で、柔軟な解決が可能である⁵⁴⁾。

52) たとえば、以下のものを参照した。三好正弘「国際司法裁判所と仲裁裁判所の最近の判例傾向—領域・境界紛争の判例に即して—」『愛知大学法学部法経論集』第143号(1997年)159-198頁、同「最近の国際仲裁裁判の傾向」『愛知大学法経論集法律編』第113号(1987年)127-163頁、長谷川正国「国際司法裁判所による国際仲裁裁判の位置づけ—仲裁裁判と司法的解決の並立的共存論に関する一考察—」杉原高嶺編『紛争解決の国際法』(三省堂、1997年)448-480頁、Gray and Kingsbury, *ibid.*, pp.109-119, Cafisch, L., « L'avenir de l'arbitrage interétatique », *AFDI*, tome 25 (1979), pp.9-45.

53) ただし、南極条約環境保護議定書第7条には、第三国の参加が規定されている。See Gray and Kingsbury, *ibid.*, p.113.

54) 1907年条約第37条(1899年条約第15条)にも「国際仲裁裁判は、国家間の紛争を、その選定した裁判官によって、法の尊重を基礎として処理することを目的とする」と規定されている(下線は筆者による)。「法を基礎として」や「法にしたがって」という直接的な言葉ではなく、間接的かつ柔らかい表現を用いていることに関しては、横田教授が指摘するように、積極的に法にしたがってというよりも、消極的に無視しないでという意味合いが強く、厳格に法にしたがうのではなく、いくらかこれを緩和して用いることができるということであろう。横田喜三郎『国際裁判の本質』(有斐閣、1941年)273-275頁。

また、ICJと仲裁裁判を比較する際に見落とすことのできないことは、ICJの裁判部、いわゆる小法廷との違いである。ICJ設立後、小法廷は利用されたことがなかったが、1972年と1978年のICJ規則改正によって制度が改善したことを受け⁵⁵⁾、現在までに6件⁵⁶⁾で用いられている。これは、小法廷の構成には、両当事国と裁判所長が協議するなど、当事国に一定の自由を認めたもので、主に5人の裁判官による構成であることから、「ICJの仲裁裁判化」といわれる原因となった⁵⁷⁾。しかし、小法廷であっても、依然として、仲裁裁判とは以下の差異がある。まず、小法廷は、特任裁判官を除く裁判官は、ICJの現職裁判官から選ばなくてはならない。さらに、裁判所手続規則が決まっており、当事国に自由がない。そして、小法廷では手続はすべて公開される。以上のように、小法廷制度の利便化により、仲裁裁判の存在意義が失われたようにも考えられていたが、仲裁裁判固有の利点は維持されているのである。

以上をふまえたうえで、諸国家が仲裁裁判に付託する利点として考えられるのは、主に、当事国の主張を考慮した衡平な結果が考慮される、秘密を保持することができる、事件の性質に応じて専門家を裁判官に選任することができることだろう。一方、ICJの利点としては、先例の蓄積により判決の予測可能性が比較的高いこと、国際法の観点からは判決の価値が高いこと、つまり、この分野での先例となり、その後の多くの裁判所で引用される可能性があることなどがある。さらに、これまでに用いられていないものの、国連憲章第94条2項⁵⁸⁾により、

55) 小法廷の制度改善などの詳細に関しては、杉原『前掲書』(注1)76-96頁を参照のこと。

56) 5件とは、カナダ／米国のメイン湾海洋境界画定事件（1984年10月12日判決；*ICJ Reports 1984*, p.246.）、ブルキナファソ／マリの国境紛争事件（1986年12月22日判決；*ICJ Reports 1986*, p.554.）、エルサルバドル／ホンジュラス（ニカラグア訴訟参加）の陸・島および海洋境界紛争事件（1992年9月11日判決；*ICJ Reports 1992*, p.351.）、同事件判決再審請求事件（2003年12月18日判決；*ICJ Reports 2003*, p.392.）米国対イタリアのシシリー電子工業事件（1989年7月20日判決；*ICJ Reports 1989*, p.15.）、ベナン／ニジェールの国境紛争事件（2005年7月12日判決；*ICJ Reports 2005*, p.90.）である。

57) *Par exemple, voir* Abi-Saab, G., « Cours général de droit international public », *RCADI*, tome 207 (1987), pp.265-272. 杉原『前掲書』(注1) 86-87頁も参照のこと。

58) 国連憲章第94条2項「事件の一方の当事者が裁判所の与える判決にもとづいて自国が負う義務を履行しないときは、他方の当事者は、安全保障理事会に訴えることができる。理事会は、必要と認めるときは、判決を執行するために勧告をし、又はとるべき措置を決定することができる。」

国連安保理決議をもとにICJ判決には執行力もある⁵⁹⁾。また、ICJでは、選択条項受諾宣言などにより一方的提訴ができる可能性が高く、国連の主要な司法機関ということで国際社会の注目度も常に高いことから、事件解決だけが目的というよりも、政治的要素が高かったり国際社会の注目をあびることが目的だったりする事件はICJの方が好まれる。たとえば、テヘラン人質事件⁶⁰⁾での米国やラグラン事件⁶¹⁾におけるドイツなどは、その顕著な例といえるだろう。さらに、裁判所の経費自体は当事国が払う必要がないので、法廷や裁判官の経費も当事国で負担しなければならない仲裁裁判よりも経済的である。ただし、仲裁裁判の方が一般に手続が迅速であることから、最終的な経費に関してはICJの方が経済的とは一概にはいえない⁶²⁾。

最後に、仲裁裁判の中でも、PCAとその他の仲裁裁判所との違いをみとめることにしたい⁶³⁾。一般的に考えられることは、他の裁判所の方がPCAよりもより当事者の意向が反映できることであろう。つまり、仲裁裁判官の選出において、裁判所裁判官総名簿に拘束されずに、各事件にふさわしい人物を選びたいというというのである⁶⁴⁾。ただし、上述のように、PCAを利用する場合であって

59) ニカラグア対米国のニカラグアにおけるおよび同国に対する軍事的・準軍事的事件において、米国がICJ判決を履行しなかったため、ニカラグアは本問題を安保理に付託した。しかし、米国が拒否権を発動したため、安保理は決議を出さずに終わっている。このように、判決不履行国が安保理常任理事国の場合、第94条2項は機能できないのである。 *Case concerning Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua* (Nicaragua v. United States of America), Judgment of 27 June 1986, *ICJ Reports 1986*, p.14. *See also*, Schulte, C., *Compliance with Decision of the International Court of Justice*, Oxford University Press, Oxford, 2004, pp.184-211.

60) *Case concerning United States Diplomatic and Consular Staff in Tebran* (United States of America v. Iran), Judgment of 24 May 1980, *ICJ Reports 1980*, p.3.

61) *La Grand Case* (Germany v. United States of America), Judgment of 27 June 2001, *ICJ Reports 2001*, p.466.

62) Official Documents of Permanent Court of Arbitration, Circular note of the Secretary General, 3 March 1960, *AJIL*, vol.54 (1960), pp.936-937.

63) PCAとその他の仲裁裁判所 (Arbitral Tribunal) の言言的な違いとして、PCAが「Court」で他の仲裁裁判が「Tribunal」という点がよくあげられる。しかし、前述したように事務局が常設されているだけであって、よって、「Court」としたのは、誤りだったとHudson教授は指摘している。したがって、この観点からは他の仲裁裁判との差異はないだろう。 *See Hudson, supra* note 26, p.445.

64) 杉原『前掲書』(注1) 18頁。

も裁判所裁判官総名簿の中から必ずしも仲裁裁判官を選ぶ必要はないので、この点における指摘は当てはまらない。あえて違いを見出すとしたら、PCAの国際事務局が常設であること、さらに、ハーグ平和会議という世界的な会議で設立された裁判所であるため、PCAによる判決は他の仲裁裁判判決よりは一般的に注目度が高く、国際法的な価値が高いことなどがその差異として考えられるのではないだろうか。いずれにせよ、1957年のフランスとスペインの間のラヌー湖事件⁶⁵⁾、1968年のインドとパキスタンの間のクチ地区事件⁶⁶⁾、1977年の英仏大陸棚事件⁶⁷⁾、アルゼンチンとチリの間のビーグル海峡事件⁶⁸⁾、1985年のギニアとギニアビサウの間の海洋境界画定事件⁶⁹⁾、1990年のニュージーランドとフランスの間のレインボー・ウォーリア号事件⁷⁰⁾をはじめとする国際法上有名な数々の事件において、PCA以外の仲裁裁判所が利用されてきた。これらの当事者がPCA以外の仲裁裁判所を何故に選んだのかは、各事件背景や判決を詳細にみる必要があるだろう。

III 1990年代におけるPCA改革

1 第2次世界大戦後の仲裁裁判改革の挫折

1990年代のPCA改革以前にも、PCA制度の改革や仲裁裁判に関する制度を整えようという動きは存在した。しかし、このような試みは成功したとは言い難いものであった。

65) *Affaire du lac Lanoux*, Sentence du 16 novembre 1957, *RLAA*, vol.12, p.281.

66) *Case concerning the Indo-Pakistan Western Boundary (Rann of Kutch) between India and Pakistan*, Award of 19 February 1968, *RLAA*, vol.17, p.1.

67) *Case concerning the delimitation of the continental shelf between the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, and the French Republic*, Decision of 30 June 1977, *RLAA*, vol.18, p.3.

68) *Case concerning a dispute between Argentina and Chile concerning the Beagle Channel*, Decision of 19 February 1977, *RLAA*, vol.21, p.55.

69) *Affaire de la délimitation de la frontière maritime entre la Guinée Bissau et le Sénégal*, Sentence du 31 juillet 1989, *RLAA*, vol.20, p.119.

70) *Case concerning the difference between New Zealand and France concerning the interpretation or application of two agreements, concluded on 9 July 1986 between the two States and which related to the problems arising from the Rainbow Warrior Affaire*, Decision of 30 April 1990, *RLAA*, vol.20, p.215.

なかでも、仲裁裁判手続に関するモデル規則の失敗は、諸国家が仲裁裁判に何を期待しているかが如実にわかる出来事である。この仲裁裁判手続に関する規則の作成は、1947年に国連国際法委員会（以下、「ILC」と略す）が設立した当初から法典化の対象分野の1つではあった。しかし、特別報告者のフランスのScelle教授が提出して、各国政府の意見をふまえたうえで作成された草案⁷¹⁾は、仲裁裁判を設立させる仲裁契約を締結されると即、この規則が義務的に適用されるという、当事国の自治に委ねてきた従来の仲裁裁判とは大きく異なる強制的な面を有していた。他にも、たとえば、仲裁裁判付託義務の存否の争いにはICJに一方的付託可能であること、判決の有効性・再審の請求についてはICJに訴えが可能であることなど、ICJの利用をなかば強要するような規定も存在していた。そのため、国連総会において各国から批判を浴び、条約として採択することができなかった⁷²⁾。これを受けて、ILCは条約化をあきらめ、法的拘束力を有さないモデル規則とすることにし、1958年に国連総会決議1262⁷³⁾としてようやく採択された。なお、本規則は条約ではないため、各国はその全部または一部を任意に利用できる指針としての性格にとどまる。これをみるに、諸国家は、仲裁裁判に対して、その事件に応じた自らの意思が反映されること、つまり柔軟性を望んでいることが明らかである。

また、PCA内部においても、自らを利用する仲裁裁判が存在しないことを省みて、1959年12月2日、常設評議会は、締約国にPCAを利用するよう呼びかける決議を採択した⁷⁴⁾。しかし、この決議や、本決議を受けて提出したPCAの機能に関するPCA事務局長の文書⁷⁵⁾のいずれも、制度的改善を試みたものでもないため、これに応じてPCAを利用するような締約国は現れることはなかった。

71) Draft Convention on Arbitral Procedure, Report of the International Law Commission covering the work of its fifth session, 1 June-14 August 1953, *ILC Yearbook*, vol.2 (1953), p.208.

72) A/RES/989(X), 14 December 1955.

73) Model Rules on Arbitral Procedure, A/RES/1262(XIII), 14 November 1958.

74) Official Documents of Permanent Court of Arbitration, Circular note of the Secretary General, 3 March 1960, *supra* note 62, p.933.

75) *Ibid.*, pp.933-939.

さらに、PCAは、国家と私人の間の事件を増やすために、1962年に国家と非国家の間の仲裁裁判のための規則⁷⁶⁾を成立させた。これは1930年代から常設評議会が検討していたものである。しかし、この規則はPCAの活性化を導くにはほど遠かった。その主な理由として、国際商業会議所（以下、「ICC」と略す）や投資紛争解決国際センター（以下、「ICSID」と略す）など国家対非国家の紛争を扱う裁判所は既に他で成立しており、これらが効果的に機能していたので、この考えはすでに新しいものではなかったことがあげられる⁷⁷⁾。

2 PCA復興の兆候

このような反省を受けて、1990年代のPCA改革にいたるのであるが、この改革がはじまる前にPCAが再活動化する兆候はいくつかあった。

まず、1976年に国連国際商取引法委員会（以下、「UNCITRAL」と略す）仲裁裁判規則⁷⁸⁾が採択されたことである。ここでは、PCA事務局長が仲裁裁判官の任命権限を有するなど、PCAに一定の役割を与えることになった⁷⁹⁾。ここで、国際事務局の活動がより注目されるようなものになったのである。

次に、1981年に設立されたイラン・米国請求権裁判所である。本件仲裁裁判所は、1981年のアルジェ合意によって設立され、PCAの国際事務局を裁判所書記局として利用し、1982年まではハーグ平和宮で裁判が行われていた⁸⁰⁾。なお、本仲裁裁判の手続規則はUNCITRAL仲裁裁判規則を基礎とし、それを修正したものであった。

76) Rules of Arbitration and Conciliation for settlement of international disputes between two parties of which only one is State, *AJIL*, vol.57 (1963), p.500.

77) Jonkman, *supra* note 19, p.27.

78) UNCITRAL Arbitration Rules, *ILM*, vol.15 (1976), p.701.

79) Jonkman, H., "The Role of the Secretary-General of the Permanent Court of Arbitration Under the UNCITRAL Arbitration Rules", *LJIL*, vol.8 (1995), pp.185-192.

80) その後、付託件数の増加に伴って平和宮では狭くなったこともあり、ハーグ市内の別の建物で本裁判はとり行われることになった。本裁判所の詳細に関しては、長谷川正国「イラン・米国請求裁判所の多重的機能に関する一考察」島田征夫編『変動する国際社会と法』（敬文堂、1996年）107-153頁、中谷和弘「イラン—米国請求権裁判所—革命および人質事件に基づく経済的紛争の事後処理機関—」杉原高嶺編『紛争解決の国際法』（三省堂、1997年）413-445頁を参照のこと。

このようにPCAが再び活動するようになって、1988年、冒頭にのべた、ヒースロー空港使用料事件が付託されたのである。本件は、英国ロンドンのヒースロー空港の使用料の値上げが米国系航空機会社に不当に不利益を与えるのは、米英航空協定（バーミューダ2）違反であると米国が主張し、英国の違法性と賠償額に関して、仲裁裁判所に訴えを提起した事件である⁸¹⁾。バーミューダ2第17条にもとづき、1988年12月16日、仲裁裁判所が設立された。裁判所裁判官でオランダ外務省の元法律顧問が本裁判所書記の役割を担い、国際事務局が業務を補佐し、ハーグ平和宮が法廷として使用された。仲裁裁判官として、米国側は弁護士Fielding（米国）を指名し、英国は国際私法を専門とするオックスフォード大学教授Lever（英国）を指名、両裁判官の協議により、裁判所長は、欧州人権裁判所裁判官Foighel（デンマーク）が務めることになった。なお、裁判所の手続規則として、ICSIDの仲裁裁判規則をほとんど踏襲して使用している。そして、1992年11月30日、仲裁裁判所は、英国が提起した国内救済完了原則に関する抗弁を却下したうえで、両当事国が提出した多くの計算表をもとに、一部を除き英国の違法性を認定した⁸²⁾。本判決は一部に関してLever裁判官が反対したものの、それ以外は全会一致で採択されている。同事件までに米国が関与した航空協定に関する仲裁裁判⁸³⁾は、すべてPCAの外で行われていたのであるが、イラン・米国請求権裁判所でPCAを用いたことにより、米国はPCAに何か利点を見出したのであろうか。

3 PCA改革への提言

このようなPCA復興の兆候を受けて、1990年にオランダの元外交官Jonkman

-
- 81) 事件の詳細に関しては、中谷和弘「国際航空輸送の経済的側面に関する国際裁判」『国際法外交雑誌』第103巻2号（2004年）46-51頁も参照のこと。
- 82) ただし、本件はここで解決をせず、その後、当事国間の外交交渉によって1994年3月11日に最終解決合意覚書が交換公文の形で締結されたことによって、解決をみた。これを受けて、同年5月2日、仲裁裁判所は、本件の手続停止を決定した。
- 83) 2件の米国／フランスの航空協定事件（1963年12月22日判決；*RLAA*, vol.16, p.5. 1978年12月9日判決；*RLAA*, vol.18, p.417.）、米国／イタリアの航空協定事件（1965年7月17日判決；*RLAA*, vol.16, p.75.）がある。

がPCA事務局長に就任してから⁸⁴⁾、本格的なPCA改革がはじまるようになった。まず、1991年、ICJのLachs裁判官を会長とするPCAの手続的改革のための作業部会が設立された。この部会はICJ裁判官、駐オランダ大使、イラン・米国請求権裁判所裁判官など22人専門家から構成されている。こうして、いわゆる「New Directions」運動が開始するようになったのである。この運動の主な目的は、PCAの機能を改善し、活性化させることにあった⁸⁵⁾。

同作業部会は、まず、第2次世界大戦後、どうしてPCAに紛争付託がなかったか、この理由を分析することからはじめた。ここであげられた理由は大別して2点ある。

第1が、主権国家平等原則のもと、伝統的に、国家は、第三者が審理する裁判への付託というものに消極的であるという政治的問題である。これは、国際裁判全体にいわれることである⁸⁶⁾。

第2は、PCAに固有の組織としての問題である。まずは、PCAに対する国家の認識不足があげられた。つまり、常設的な裁判所が設立されてからは、国家間紛争はPCIJやICJへ、国家と私人の間の紛争は商事仲裁国際評議会（以下、「ICCA」と略す）やICSIDに持ちこまれることが多くなっていき、次第にPCAの存在が忘れられるようになったのである。また、それに関連して、PCAにおいて組織構成、仲裁手続などが欠如していることも問題とされた。さらに、PCAの手続は、常設的な裁判所が存在しなかった1899年および1907年に採択された条約にもとづいたものであり、国際社会の現状に沿っていないことも指摘された。そして、付託数のなさに併せて、国際事務局・常設評議会自体の活動も非活発であったことも問題点の1つとしてあげられた⁸⁷⁾。

84) Jonkmanは1999年5月まで務め、以降現在まで、同じくオランダ人のVan den Houtが務めている。

85) Working Group on Improving the Functioning of the Court, *The Permanent Court of Arbitration—New Directions—*, International Bureau of the Permanent Court of Arbitration, The Hague, 1991, pp.7-8. See also Bleich, J.L., “A new Direction for the PCA”, *LJIL*, vol.6 (1993), pp.215-228.

86) *Ibid.*, p.9.

87) *Ibid.*, pp.9-11.

このような問題点をふまえたうえで、次に、作業部会は以下のような改善点を提言した。

まず、PCAという組織の宣伝を活発に行う必要性を指摘した。具体的な活動としては、PCAに関する冊子の配布、PCAの機能を講義、PCAに関する論文を執筆することの奨励、2国間・多国間条約の裁判条項でPCAへの付託を明記するよう奨励するなどをあげている⁸⁸⁾。

次に、構成的、手続的、組織的側面から改善ポイントを提言した。まず、仲裁裁判官の選任に関してだが、仲裁裁判官は裁判所裁判官総名簿から選ばなくてもよいということを、もっと宣伝するべきであることが指摘された。たしかに、1907年条約第47条や第4節第52条もしくは第55条にもとづき裁判所裁判官総名簿以外から仲裁裁判官を選ぶことができるとされているが、それは明示的に記されているわけではないので、このことをもう少し諸国家に知らせる必要があると考えたのである。また、当事者が利用しやすいように、UNCITRAL仲裁裁判規則を参考にした仲裁裁判手続規則が必要であるとも提言された。仲裁裁判の場合、仲裁裁判手続規則の作成には膨大な手間暇がかかるといわれている⁸⁹⁾。この作成が上手くいかないために、仲裁裁判設立そのものが挫折してしまうこともあるため、当事者が参考のできるような仲裁裁判手続規則をPCA側が用意して、これをもとに当事者が適宜修正して用いるようにすることが望まれたのである⁹⁰⁾。

以上のような提言の他にも、国際事務局の職員は、これまでオランダ政府に依存しており、そのほとんどがオランダ人であったが、これを増員し、国際色豊かにすること、1990年代は国連国際法10年なのでその運動と連携させて、国連との関係を強化すること、平和官使用料などの料金を公布資料に明記すること、国際紛争平和的処理条約非締約国に参加するよう呼びかけること、非締約国と締約国間の紛争もPCAに付託するよう呼びかけること、など非常に多くの提言が出された⁹¹⁾。

88) *Ibid.*, pp.11-13.

89) Rosenne, *supra* note 40, p.451.

90) Working Group on Improving the Functioning of the Court, *supra* note 85, pp.13-16.

91) *Ibid.*, pp.11-17.

4 具体的改革

上記のような提言にしたがって、PCAは順次改革を行ってきた。

まず、常設評議会が国際事務局に権限を与えて、1992年に、手続規則として、国家間仲裁裁判の選択規則⁹²⁾を成立させた。これは、商業的紛争の際に用いられるUNCITRAL仲裁裁判規則を適宜修正したもので⁹³⁾、Scelle教授が出した仲裁裁判モデル規則の失敗をふまえて、柔軟性と当事国に自治を与えていることが特徴である。同規則の序文において、その例として、2つの国際紛争平和的処理条約の締約国でなくても本規則、事務局長および国際事務局を利用することができること、裁判所裁判官総名簿以外から仲裁裁判官を任命できること、などを明記している。その後、この国家間選択規則をもとに、1993年に国家・非国家間仲裁裁判の選択規則⁹⁴⁾、1996年に国際組織・国家間仲裁裁判の選択規則⁹⁵⁾、国際組織・私人間仲裁裁判の選択規則⁹⁶⁾と調停選択規則⁹⁷⁾が採択され、1997年には事実審査委員会選択規則⁹⁸⁾が採択された。とくに、国家・非国家間紛争の選択規則は、1962年に採択された規則が現在の国際社会にそぐわないものとして改められたものである。また、国家間選択規則と並行して、国家間仲裁裁判に関するモデル仲裁契約⁹⁹⁾を1992年に作成した。諸国家が自由に諸条約に盛りこめることができるようにという、利便性のために作成したのである。これも、選択規則と

92) Permanent Court of Arbitration Optional Rules for Arbitrating Disputes between Two States. なお、PCAが採択したこれらの規則は、以下のPCAのサイトで入手可能である。http://www.pca-cpa.org/showpage.asp?pag_id=1067

93) 具体的に修正した部分に関しては、青木「前掲論文〔常設仲裁裁判所の最近の動向〕」(注5) 47-51頁を参照のこと。

94) Permanent Court of Arbitration Optional Rules for Arbitrating Disputes between Two Parties of Which Only One Is a State.

95) Permanent Court of Arbitration Optional Rules for Arbitration Involving International Organizations and States.

96) Permanent Court of Arbitration Optional Rules for Arbitration between International Organizations and Private Parties.

97) Permanent Court of Arbitration Optional Conciliation Rules.

98) Permanent Court of Arbitration Optional Rules for Fact-finding Commissions of Inquiry.

99) Model Arbitration Clauses for Use in Connection with the Permanent Court of Arbitration Optional Rules for Arbitrating Disputes between Two States.

同様に、国家・非国家間仲裁裁判や調停においても同様のモデル契約を作成している。

さらに、PCAの公式サイトには、仲裁裁判の登録料や平和宮の使用料、事務局職員の使用料などが明記され¹⁰⁰⁾、当事者がPCAを利用する際の費用などの検討を容易にできるようにした。

そして、国連との関係強化の問題として、1993年に国連総会決議48/3¹⁰¹⁾が全会一致で採択され、PCAは常駐オブザーバー資格を得る。ここで初めて、PCAと国連との間に正式な連携ができることになった。

また、Jonkman事務局長によると、国際事務局、常設評議会、裁判所裁判官総名簿の役割も強化されることになったという。まず、国際事務局は、裁判所書記だけでなく紛争当事国間の交渉を促進する係りを担ったりできるようになったという。そして、常設評議会は、行政的機能だけでなく政治的機能も有するようになり、国際事務局と緊密に協力するようになった。さらに、裁判所裁判官は具体的な事件において仲裁裁判官として任命されなくても、定期的にPCAの活動に関する情報が与えられ、裁判所裁判官の多くが国際事務局にアドバイスを与えているのだという¹⁰²⁾。よって、1899年にPCAが設立されたときに締約国の多くが期待していたような、PCAの機能に近いものになったと事務局長は指摘している¹⁰³⁾。

さらに、財政的な問題でPCAを利用できない締約国を援助するために、1994年に財政支基金を設立した¹⁰⁴⁾。これは、締約国の寄付で運営されることになった。

また、1993年9月に裁判所裁判官会議を開き、そこで運営委員会(Steering Committee)を設立し、第3次国際紛争平和的処理条約が1999年に成立するよう試みることにした。これは、1907年条約作成時には参加していなかった発展途上国の意向をくみ、現代国際社会の状況を反映した法典化などが狙いであった。

100) http://www.pca-cpa.org/showpage.asp?pag_id=1060

101) A/RES/48/3, 13 October 1993.

102) Jonkman, *supra* note 19, pp.35-38.

103) *Ibid.*, p.35.

104) *94th Annual Report of the Permanent Court of Arbitration*, 1994, p.5.

しかし、結局、同運営委員会は、検討の結果、複数の紛争平和的処理条約が並立することで、PCA機能がさらに複雑化することを危惧した。また、これまでの2つの国際紛争平和的処理条約でもPCAが、より機能的・柔軟に活動することを妨げることはないことから、1997年の最終報告にて、第3次国際紛争平和的処理条約は成立させないことにした¹⁰⁵⁾。

そして、1999年、PCA設立100年を記念し、また、国連国際法の10年の一貫として、2度目の裁判所裁判官会議などが開催された¹⁰⁶⁾。ここで、PCA改革の試みは一区切りをつけることになる。

この結果、PCAは、これまでのお客が来るのを待っているだけの受身的な機関から、紛争解決においてさまざまな手段で行動できる、より積極的な国際組織となった¹⁰⁷⁾。

1999年で改革が一通り終わった後も、国際社会の発展に応じてPCAが対処できるように、さまざまな新規則を作成しており、現在も改革中である。たとえば、PCAは天然資源と環境に関する仲裁裁判を重要なテーマと考え、研究を重ね、2001年には、天然資源および環境に関する仲裁裁判の選択規則¹⁰⁸⁾を採択し、2002年には、天然資源および環境に関する調停の選択規則¹⁰⁹⁾を採択している。また、イラン・米国請求権裁判所でのPCAの活動が効果的であったことを受けて、2000年から集团的請求に関する作業部会が研究を重ねており、これまでの研究成果をまとめた本を2冊出版して¹¹⁰⁾、現在も作業を続けている。

また、2つの国際紛争平和的処理条約締約国も、1991年の「New Direction」

105) Permanent Court of arbitration 1999 Steering Committee Final Report and Recommendation to the Administrative Council, in *97th Annual Report of the Permanent Court of Arbitration*, 1997, pp.79-81.

106) See The International Bureau of the Permanent Court of Arbitration (ed.), *International alternative dispute resolution: past, present and future: the Permanent Court of Arbitration centennial papers*, Kluwer Law International, The Hague, 2000.

107) Jonkman, *supra* note 19, p.35.

108) Permanent Court of Arbitration Optional Rules for Arbitration of Disputes Relating to Natural Resources and the Environment.

109) Optional Rules for Conciliation of Disputes Relating to Natural Resources and the Environment.

運動開始時には73カ国であったが、2007年現在107カ国になった¹¹¹⁾。1899年条約にしか署名していなかった国の内、カナダやオーストラリアなど5カ国が1907年条約の締約国になった。さらに、冒頭でものべたようにPCAを利用する事件も増加している。このように、PCAの改革が一定程度の効果をあげたことは明らかである。

(以下次号)

-
- 110) The International Bureau of the Permanent Court of Arbitration (ed.), *Redressing Injustices Through Mass Claims Processes: Innovative Responses to Unique Challenges*, Oxford University Press, Oxford, 2006. Holtzman, H.M. and Kristjansdottir, E. (eds.), *International Mass Claims Processes Legal and Practical Perspectives*, Oxford University Press, Oxford, 2007.
- 111) 2007年5月1日現在。http://www.pca-cpa.org/showpage.asp?pag_id=1038最近では、モンテネグロが2007年4月10日に1899年条約の締約国になった。